

宇都宮大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 宇都宮大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第1条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。

第2章 組 織

（研究科）

第2条 本学大学院に次の研究科を置く。

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

農学研究科

（課程）

第3条 教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）、農学研究科に修士課程、国際学研究科及び工学研究科に博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授

け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 教職大学院の課程においては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うものとする。

(専攻)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	課程	専攻
国際学研究科	博士前期課程	国際社会研究専攻
		国際文化研究専攻
		国際交流研究専攻
	博士後期課程	国際学研究専攻
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
工学研究科	博士前期課程	機械知能工学専攻
		電気電子システム工学専攻
		物質環境化学専攻
		地球環境デザイン学専攻
		情報システム科学専攻
		先端光工学専攻
	博士後期課程	システム創成工学専攻
農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻
		農業環境工学専攻
		農業経済学専攻
		森林科学専攻

第3章 収容定員

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表1のとおりとする。

第4章 修業年限及び在学期間等

(標準修業年限)

第6条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第6条の2 修士課程，教職大学院の課程及び博士前期課程の在学期間は4年，博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず，再入学後の在学期間は，同項に規定する在学期間から退学前の在学年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を控除した年数を超えることができない。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第6条の2の2 第8条の6第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修学生)

第6条の3 本学大学院において，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する者には，学長は，その計画的な履修を認めることができる。

第5章 修士課程及び博士課程の教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の4 各研究科（教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。）は，研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては，各研究科は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業科目及び単位)

第7条 各専攻の授業科目及び単位数については，別に研究科細則で定める。

2 各研究科が，一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては，

その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第21条第2項各号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 修士課程及び博士前期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 3 教育上有益と認めるときは、他の専攻の授業科目を履修させることができる。
- 4 履修方法の細部に関しては、別に研究科細則で定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第8条の2 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院の研究科の専攻において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表2のとおりとする。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第8条の4 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて10単位を限度として、

修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（他の大学院等における研究指導）

- 第8条の5** 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の実施に関しては、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第8条の6** 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

- 3 前2項については、別に定める。

（教育方法の特例）

- 第8条の7** 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

- 第8条の8** 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の9 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第10条 履修した授業科目成績の評価は、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。

第5章の2 教職大学院の課程の教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条の2 本学大学院（教職大学院の課程に限る。以下この章において同じ。）は、本学大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業)

第10条の3 本学大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

2 授業科目の内容、単位数及び履修方法は、教育学研究科において別に定める。

(履修方法)

第10条の4 教職大学院の課程の学生は、その在学期間中に必修科目及び選択科目の単位を合わせ、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得しなければならない。

2 教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第10条の5 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、当該教職大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第10条の5の規定により修得したものとみなす単位数及び第10条の4第2項の規定により免除する単位数と合わせて教職大学院の課程が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

3 前2項については、別に定める。

(修士課程及び博士課程の教育課程に係る規定の準用)

第10条の7 教職大学院の課程の教育課程に係る併用により行う授業科目の単位の計算、教育方法の特例、成績評価基準等の明示等、教育内容等の改善のための組織的な研修等、単位修得の認定、評価については、第7条第2項、

第8条の7、第8条の8、第8条の9、第9条及び第10条の規定を準用する。
この場合において、第8条の7中「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と、第8条の8第1項及び第8条の9中「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、第8条の8第2項中「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えるものとする。

第6章 課程修了の認定

(修士課程及び博士前期課程修了の認定)

第11条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、最終試験により行う。

- 2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を修了した者について、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心として口述又は筆記の方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(博士後期課程修了の認定)

第11条の2 博士後期課程修了の認定は、最終試験により行う。

- 2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査を終了した者について、学位論文を中心として口述又は筆記の方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りる。
 - 一 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年
 - 二 修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間
- 4 第2項の規定にかかわらず、第14条の2第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(教職大学院の課程の修了の認定)

第11条の3 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程の所定の単位を修得し、かつ、必要な学習の成果の審査及び研究科委員会の議を経て修了の認定を行う。

第7章 学位

(学位の授与)

第12条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。
- 3 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 4 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であっ

て、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

九 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第14条の2 博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第14条の3 教職大学院の課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ第14条各号のいずれかに該当する者とする。

（入学志願手続）

第15条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

（入学許可）

第16条 入学の許可は、選抜試験を行い、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学手続)

第17条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書に所定の書類及び入学料を添えて提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

(休学, 復学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前3項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程、教職大学院の課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

(転学)

第20条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第21条 退学を希望する者は、その事由を添えて願い出て許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により研究を継続させることが不相当と認められるときは、退学を命ずることがある。

3 前2項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(留学)

第21条の2 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条に規定する標準修業年限に算入

する。

第9章 再入学，編入学，転研究科等

(再入学)

第22条 第20条第1項及び第21条第1項により転退学した者が再び入学を志願するときは，選考の上，研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第23条 他の大学院，外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは，選考の上，研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第23条の2 学生が転研究科を志願するときは，同一の課程内に限り選考の上，当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは，選考の上，研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第23条の3 前3条の規定により研究科に再入学，編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について，研究科委員会は，その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに，入学後に履修しなければならない授業科目，修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第10章 外国人学生，科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び特別研究学生

(外国人学生)

第24条 外国人で入学を志願する者があるときは，国際学研究科にあつては第5条に定める収容定員内において，教育学研究科，工学研究科及び農学研究科にあつては収容定員外において学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は，別に定める。

(科目等履修生)

第24条の2 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは，学長が，科目等履修生として入学を許可し，単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は，別に定める。

(聴講生)

第24条の3 削除

(特別聴講学生)

第24条の4 他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第24条の5 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第24条の6 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第11章 除籍

(除籍)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が研究科委員会の議を経て除籍する。

- 一 休学期間が第19条第2項に定められた期間を超える者
- 二 在学年限を超える者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
- 四 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者
- 五 1年以上行方不明の者

第12章 賞罰

(表彰)

第26条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第13章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等)

第28条 本学大学院の研究科の検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は，別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の検定料，入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額並びに徴収方法等は，別に定める。

3 授業料は，次項の場合を除き，次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

4 前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，前期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

5 前期分に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が9月30日以前に休学又は退学した場合には，後期分の授業料相当額を返還するものとする。

6 寄宿料を納付した者から退寮の申出があったときは，退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

7 前2項に規定する場合を除き，既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料はいかなる理由があっても返還しない。

第28条の2 入学料，授業料及び寄宿料の免除等は，大学学則第45条の規定を準用する。

第14章 管理運営

第29条から第31条の2まで 削除

(教員)

第32条 研究科に，当該研究科の教育を担当する資格を有する教授，准教授及び助教を置く。

2 研究科には，前項に定めるもののほか，特に必要と認められるときは，同項に規定する資格を有する講師を置くことができる。

(教職大学院に係る連携協力校)

第32条の2 本学大学院は，第10条の4第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第15章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第33条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、
本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学農学部及び関連する学内共同教育研究施設の教員が担当するものとする。

3 前2項の実施に関しては、別に定める。

第16章 雑 則

(他の規程の準用)

第34条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する。

附 則

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 第28条第1項中、検定料の額については、昭和41年度入学者に限り、1,500円とする。

附 則

中略

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成2年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 第8条の2第2項に規定する大学院教育学研究科の専攻において取得できる専修免許状の内、学校教育専攻学校教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状の全教科ならびに教科教育専攻国語教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「書道」および美術教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「工芸」については、平成2年度入学者から適用

する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前から引き続き在学する者については、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年12月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1 収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中平成4年度においては、「60」を「57」、「70」を「67」とする。
- 3 この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この規定による改正後の工学研究科の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成4年度及び平成5年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成4年度		平成5年度	
		修士・博士 前期課程	博 士 後期課程	修士・博 士 前期課程	博 士 後期課程
従 前 の 専	機 械 工 学	8			
	電 子 工 学	7			
	工 業 化 学	7			
	環 境 化 学	7			

攻	建 築 工 学	7			
	土 木 工 学	7			
	情 報 工 学	7			
新 設 の 専 攻	機 械 シ ス テ ム 工 学	15		30	
	電 気 電 子 工 学	14		28	
	応 用 化 学	14		28	
	建 設 学	14		28	
	情 報 工 学	7		14	
	生 産 ・ 情 報 工 学		8		14
	物 性 工 学		7		14
	計	128	15	128	30

附 則

- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「32」を「31」，「40」を「34」，「36」を「32」，「32」を「30」，「36」を「25」，「176」を「152」とする。

附 則

- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 平成6年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「66」を「63」，「76」を「73」とする。
- 別表2専修免許状及び免許教科の種類表（第8条の2第2項関係）の免許状及び免許教科の種類のうち高等学校教諭専修免許状に係る「地理歴史」及び「公民」の改正は、平成6年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、平成8年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成6年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

- この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- この規程による改正前の農学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条（改正後の別表1及び別表2を含む。）の規定にかかわらず、平成7年3月31

日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 この規程による改正後の農学研究科の各専攻の収容定員は、改正後の別表1の規定にかかわらず、平成7年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成7年度収容定員
従前の専攻	農学	14
	林学	12
	農業経済学	10
	畜産学	8
	農業開発工学	14
	農芸化学	12
新設の選考	生物生産科学	40
	農業環境工学	12
	農業経済学	8
	森林科学	10
計		140

附則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の次の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成8年度
機械システム工学	36
応用化学	38
建設学	34

附則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成9年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成9年度収容定員
機械システム工学	38
電気電子工学	38
応用化学	38
エネルギー環境科学	32

- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程のエネルギー環境科学専攻は、平成11年度から学生を入学させるものとする。その間、同課程の生産・情報工学専攻にあつては、入学定員「8」、収容定員「24」とし、物性工学専攻にあつては、入学定員「7」、収容定員「21」とする。同課程の平成11年度及び平成12年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成11年度収容定員	平成12年度収容定員
生産・情報工学	23	22
物性工学	19	17
エネルギー環境科学	14	28

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成10年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成10年度収容定員
機械システム工学	45
電気電子工学	45
建設学	42
情報工学	48

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成11年度収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成11年度収容定員
国際学	国際社会研究	10
	国際文化研究	10
教育学	学校教育	13
	教科教育	83
工学	応用化学	48

附 則

この規程は、平成11年10月6日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程の次の専攻の平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

専 攻 名	平成13年度収容定員
カリキュラム開発	7

附 則

この規程は、平成14年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月8日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成15年度の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平 成 1 5 年 度 収 容 定 員	
教育学	障害児教育	5	
		博士前期課程	博士後期課程
工 学	機械システム工学	52	
	応用化学	58	
	建設学	46	
	情報工学	58	
	情報制御システム科学	25	10

- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

専 攻 名	平成16年度収容定員
情報制御システム科学	20

- 4 教育学研究科学校教育専攻に平成15年3月31日以前から引き続き在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

附 則

この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年10月8日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科及び農学研究科の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成16年度収容定員
国際学	国際交流研究	10
農学	生物生産科学	81

附 則

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科（博士後期課程）及び工学研究科（博士後期課程）の平成19年度及び平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度収容定員	平成20年度収容定員
国際学	国際学研究	3	6
工学	エネルギー環境科学	40	38
	情報制御システム科学	29	28

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項、第14条第2号及び第9号並びに別表2（工学研究科を除く。）の改正規定は平成20年3月25日から適用する。
- この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の平成20年度定員及び平成21年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員	
			平成20年度	平成21年度
工学研究科	博士前期課程	機械システム工学専攻	25	
		電気電子工学専攻	27	
		応用化学専攻	28	
		建設学専攻	22	
		情報工学専攻	28	
		エネルギー環境科学専攻	32	
		情報制御システム科学専攻	25	
		機械知能工学専攻	28	
		電気電子システム工学専攻	28	
		物質環境化学専攻	29	
		地球環境デザイン学専攻	25	
		情報システム科学専攻	29	
		学際先端システム学専攻	58	
	計	384		
	博士後期課程	生産・情報工学専攻	14	7
		物性工学専攻	10	5
		エネルギー環境科学専攻	26	12
情報制御システム科学専攻		19	9	
システム創成工学専攻		30	60	
計	99	93		

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の2第2項の規定は、平成23年度からの再入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成26年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の教育学研究科及び工学研究科博士前期課程の各専攻及び各専修（以下「専攻等」という。）は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻等に在学する者及び平成27年4月1日以後に当該専攻等に転入学、編入学又は再入学する者が当該専攻等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科博士前期課程の平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員
			平成27年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	33
		特別支援教育専攻	5
		カリキュラム開発専攻	7
		教科教育専攻	50
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	15
工学研究科	博士前期課程	機械知能工学専攻	65
		電気電子システム工学専攻	65
		物質環境化学専攻	71
		地球環境デザイン学専攻	58
		情報システム科学専攻	67
		学際先端システム学専攻	58
		先端光工学専攻	25

- 4 平成27年3月31日以前に教育学研究科及び工学研究科に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

別表 1 収容定員表（第 5 条関係）

（単位：人）

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
国際学 研究科	博士前期課程	国際社会研究専攻	10	20
		国際文化研究専攻	10	20
		国際交流研究専攻	10	20
		小計	30	60
	博士後期課程	国際学研究専攻	3	9
計			33	69
教育学 研究科	修士課程	学校教育専攻	25	50
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	15	30
	計		40	80
工学研 究科	博士前期課程	機械知能工学専攻	37	74
		電気電子システム工学専攻	37	74
		物質環境化学専攻	42	84
		地球環境デザイン学専攻	33	66
		情報システム科学専攻	38	76
		先端光工学専攻	25	50
		小計	212	424
	博士後期課程	システム創成工学専攻	30	90
	計		242	514
農学研 究科	修士課程	生物生産科学専攻	41	82
		農業環境工学専攻	12	24
		農業経済学専攻	8	16
		森林科学専攻	10	20
	計		71	142
合計			386	805

別表 2 専修免許状及び免許教科の種類表（第 8 条の 2 第 2 項関係）

研究科	専攻	免許状及び免許教科の種類
国際学研究科	国際社会研究専攻	中学校教諭専修免許状 社会 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民
	国際文化研究専攻	中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語
	国際交流研究専攻	中学校教諭専修免許状 社会，英語 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民，英語
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科 音楽，美術，保健体育 技術，家庭，英語 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民 数学，理科，音楽，美術 工芸，書道，保健体育 家庭，工業，英語 特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害，肢体不自由，病弱)

	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科 音楽，美術，保健体育 技術，家庭，英語 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民 数学，理科，音楽，美術 工芸，書道，保健体育 家庭，工業，英語
工学研究科	機械知能工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	物質環境化学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	地球環境デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	情報システム科学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	先端光工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
農学研究科	生物生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	農業環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	農業経済学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	森林科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業

宇都宮大学大学院学則の一部を改正する規程（案） 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 宇都宮大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、<u>又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。 (自己評価等)</p> <p>第1条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。</p> <p>第2章 組 織 (研究科)</p> <p>第2条 本学大学院に次の研究科を置く。 国際学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 <u>教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）</u>、<u>農学研究科に修士課程</u>、<u>国際学研究科及び工学研究科に博士課程を置く。</u></p> <p>2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。</p> <p>4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>5 <u>教職大学院の課程においては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うものとする。</u></p>	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 宇都宮大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。 (自己評価等)</p> <p>第1条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。</p> <p>第2章 組 織 (研究科)</p> <p>第2条 本学大学院に次の研究科を置く。 国際学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 教育学研究科及び農学研究科に修士課程を、国際学研究科及び工学研究科に博士課程を置く。</p> <p>2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。</p> <p>4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p>

(専攻)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	課程	専攻
国際学研究科	博士前期課程	国際社会研究専攻
		国際文化研究専攻
		国際交流研究専攻
	博士後期課程	国際学研究専攻
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
工学研究科	博士前期課程	機械知能工学専攻
		電気電子システム工学専攻
		物質環境化学専攻
		地球環境デザイン学専攻
		情報システム科学専攻
		先端光工学専攻
	博士後期課程	システム創成工学専攻
農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻
		農業環境工学専攻
		農業経済学専攻
		森林科学専攻

(専攻及び専修)

第4条 研究科に次の専攻及び専修を置く。

研究科名	専攻名		専修名
	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	
国際学研究科	国際社会研究専攻 国際文化研究専攻 国際交流研究専攻	国際学研究専攻	
教育学研究科	学校教育専攻		学校教育専修
	特別支援教育専攻		特別支援教育専修
	カリキュラム開発専攻		カリキュラム開発専修
	教科教育専攻		国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修 美術教育専修 保健体育専修 技術教育専修 家政教育専修 英語教育専修
工学研究科	機械知能工学専攻 電気電子システム工学専攻 物質環境化学専攻 地球環境デザイン学専攻 情報システム科学専攻 学際先端システム学専攻	システム創成工学専攻	
農学研究科	生物生産科学専攻 農業環境工学専攻 農業経済学専攻 森林科学専攻		

第3章 収容定員

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表1のとおりとする。

第4章 修業年限及び在学期間等

(標準修業年限)

第6条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第6条の2 修士課程、教職大学院の課程及び博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第6条の2の2 第8条の6第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修学生)

第6条の3 本学大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

第5章 修士課程及び博士課程の教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の4 各研究科(教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。)は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業科目及び単位)

第7条 各専攻の授業科目及び単位数については、別に研究科細則で定める。

2 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第21条第2項

第3章 収容定員

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表1のとおりとする。

第4章 修業年限及び在学期間等

(標準修業年限)

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第6条の2 修士課程及び博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(長期履修学生)

第6条の3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の4 各研究科は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業科目及び単位)

第7条 各専攻又は専修の授業科目及び単位数については、別に研究科細則で定める。

2 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第21条第2項

各号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 修士課程及び博士前期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 3 教育上有益と認めるときは、他の専攻の授業科目を履修させることができる。

- 4 履修方法の細部に関しては、別に研究科細則で定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第8条の2 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院の研究科の専攻において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表2のとおりとする。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第8条の4 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

各号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 修士課程及び博士前期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は専修の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目の必修科目及び選択科目の単位を合わせ、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 3 教育上有益と認めるときは、他の専攻又は専修の授業科目を履修させることができる。

- 4 履修方法の細部に関しては、別に研究科細則で定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第8条の2 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院の研究科の専攻又は専修において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表2のとおりとする。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第8条の4 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第8条の5 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の実施に関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項については、別に定める。

(教育方法の特例)

第8条の7 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の8 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の9 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第10条 履修した授業科目成績の評価は、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。

第5章の2 教職大学院の課程の教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条の2 本学大学院(教職大学院の課程に限る。以下この章において同じ。)は、本学大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業)

第10条の3 本学大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよ

(他の大学院等における研究指導)

第8条の5 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の実施に関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項については、別に定める。

(教育方法の特例)

第8条の7 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の8 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の9 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第10条 履修した授業科目成績の評価は、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。

う専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

2 授業科目の内容、単位数及び履修方法は、教育学研究科において別に定める。

(履修方法)

第10条の4 教職大学院の課程の学生は、その在学期間中に必修科目及び選択科目の単位を合わせ、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得しなければならない。

2 教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第10条の5 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議に基づき、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、当該教職大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第10条の5の規定により修得したものとみなす単位数及び第10条の4第2項の規定により免除する単位数と合わせて教職大学院の課程が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

3 前2項については、別に定める。

(修士課程及び博士課程の教育課程に係る規定の準用)

第10条の7 教職大学院の課程の教育課程に係る併用により行う授業科目の単位の計算、教育方法の特例、成績評価基準等の明示等、教育内容等の改善のための組

織的な研修等、単位修得の認定、評価については、第7条第2項、第8条の7、第8条の8、第8条の9、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第8条の7中「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と、第8条の8第1項及び第8条の9中「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、第8条の8第2項中「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えるものとする。

第6章 課程修了の認定

(修士課程及び博士前期課程修了の認定)

第11条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を修了した者について、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(博士後期課程修了の認定)

第11条の2 博士後期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査を終了した者について、学位論文を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りる。

一 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年

二 修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

4 第2項の規定にかかわらず、第14条の2第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(教職大学院の課程の修了の認定)

第11条の3 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程の所定の単位を修得し、かつ、必要な学習の成果の審査及び研究科委員会の議を経て修了の認定を行う。

第7章 学位

(学位の授与)

第12条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

3 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

4 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとする

第6章 課程修了の認定

(修士課程及び博士前期課程修了の認定)

第11条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を修了した者について、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(博士後期課程修了の認定)

第11条の2 博士後期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査を終了した者について、学位論文を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りる。

一 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年

二 修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

4 第2項の規定にかかわらず、第14条の2第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

第7章 学位

(学位の授与)

第12条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとする

ことができる。

(入学資格)

第14条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 十 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第14条の2 博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者

ことができる。

(入学資格)

第14条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 十 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第14条の2 博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者

七 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第14条の3 教職大学院の課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ第14条各号のいずれかに該当する者とする。

（入学志願手続）

第15条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

（入学許可）

第16条 入学の許可は、選抜試験を行い、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

（入学手続）

第17条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書に所定の書類及び入学料を添えて提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

（休学、復学）

第18条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前3項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（休学期間）

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程、教職大学院の課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

（転学）

第20条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（退学）

第21条 退学を希望する者は、その事由を添えて願出でて許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により研究を継続させることが不相当と認められるときは、退学を命ずることがある。

3 前2項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

七 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（入学志願手続）

第15条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出なければならない。

（入学許可）

第16条 入学の許可は、選抜試験を行い、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

（入学手続）

第17条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書に所定の書類及び入学料を添えて提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

（休学、復学）

第18条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前3項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（休学期間）

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

（転学）

第20条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（退学）

第21条 退学を希望する者は、その事由を添えて願出でて許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により研究を継続させることが不相当と認められるときは、退学を命ずることがある。

3 前2項の許可又は命令は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(留学)

第21条の2 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条に規定する標準修業年限に算入する。

第9章 再入学、編入学、転研究科等

(再入学)

第22条 第20条第1項及び第21条第1項により転退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第23条 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第23条の2 学生が転研究科を志願するときは、同一の課程内に限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第23条の3 前3条の規定により研究科に再入学、編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について、研究科委員会は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第10章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究生

(外国人学生)

第24条 外国人で入学を志願する者があるときは、国際学研究所にあっては第5条に定める収容定員内において、教育学研究所、工学研究所及び農学研究所にあっては収容定員外において学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第24条の2 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第24条の3 削除

(特別聴講学生)

第24条の4 他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(留学)

第21条の2 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条に規定する標準修業年限に算入する。

第9章 再入学、編入学、転研究科等

(再入学)

第22条 第20条第1項及び第21条第1項により転退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第23条 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第23条の2 学生が転研究科を志願するときは、同一の課程内に限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第23条の3 前3条の規定により研究科に再入学、編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について、研究科委員会は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第10章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究生

(外国人学生)

第24条 外国人で入学を志願する者があるときは、国際学研究所にあっては第5条に定める収容定員内において、教育学研究所、工学研究所及び農学研究所にあっては収容定員外において学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第24条の2 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第24条の3 削除

(特別聴講学生)

第24条の4 他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第24条の5 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第24条の6 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第11章 除籍

(除籍)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が研究科委員会の議を経て除籍する。

- 一 休学期間が第19条第2項に定められた期間を超える者
- 二 在学年限を超える者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
- 四 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者
- 五 1年以上行方不明の者

第12章 賞罰

(表彰)

第26条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第13章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等)

第28条 本学大学院の研究科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

- 2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。
- 3 授業料は、次項の場合を除き、次の期間に納入しなければならない。
前期分 4月1日から5月31日まで
後期分 10月1日から11月30日まで
- 4 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 前期分に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。

(研究生)

第24条の5 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第24条の6 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第11章 除籍

(除籍)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が研究科委員会の議を経て除籍する。

- 一 休学期間が第19条第2項に定められた期間を超える者
- 二 在学年限を超える者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
- 四 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者
- 五 1年以上行方不明の者

第12章 賞罰

(表彰)

第26条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第13章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等)

第28条 本学大学院の研究科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

- 2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。
- 3 授業料は、次項の場合を除き、次の期間に納入しなければならない。
前期分 4月1日から5月31日まで
後期分 10月1日から11月30日まで
- 4 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 前期分に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。

6 寄宿料を納付した者から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

7 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料はいかなる理由があっても返還しない。

第28条の2 入学科、授業料及び寄宿料の免除等は、大学学則第45条の規定を準用する。

第14章 管理運営

第29条から**第31条の2**まで 削除

(教員)

第32条 研究科に、当該研究科の教育を担当する資格を有する教授、准教授及び助教を置く。

2 研究科には、前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、同項に規定する資格を有する講師を置くことができる。

(教職大学院に係る連携協力校)

第32条の2 本学大学院は、第10条の4第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第15章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第33条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学農学部及び関連する学内共同教育研究施設の教員が担当するものとする。

3 前2項の実施に関しては、別に定める。

第16章 雑則

(他の規程の準用)

第34条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する。

附則

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 第28条第1項中、検定料の額については、昭和41年度入学者に限り、1,500円とする。

附則

中略

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

6 寄宿料を納付した者から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

7 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料はいかなる理由があっても返還しない。

第28条の2 入学科、授業料及び寄宿料の免除等は、大学学則第45条の規定を準用する。

第14章 管理運営

第29条から**第31条の2**まで 削除

(教員)

第32条 研究科に、当該研究科の教育を担当する資格を有する教授、准教授及び助教を置く。

2 研究科には、前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、同項に規定する資格を有する講師を置くことができる。

第15章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第33条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学農学部及び関連する学内共同教育研究施設の教員が担当するものとする。

3 前2項の実施に関しては、別に定める。

第16章 雑則

(他の規程の準用)

第34条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する。

附則

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 第28条第1項中、検定料の額については、昭和41年度入学者に限り、1,500円とする。

附則

中略

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 第8条の2第2項に規定する大学院教育学研究科の専攻において取得できる専修免許状の内、学校教育専攻学校教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状の全教科ならびに教科教育専攻国語教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「書道」および美術教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「工芸」については、平成2年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年12月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中平成4年度においては、「60」を「57」, 「70」を「67」とする。
- 3 この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この規定による改正後の工学研究科の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成4年度及び平成5年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成4年度		平成5年度	
		修士・博士 前期課程	博 士 後期課程	修士・博士 前期課程	博 士 後期課程
従前の専攻	機 械 工 学	8			
	電 子 工 学	7			
	工 業 化 学	7			
	環 境 化 学	7			
	建 築 工 学	7			

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 第8条の2第2項に規定する大学院教育学研究科の専攻において取得できる専修免許状の内、学校教育専攻学校教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状の全教科ならびに教科教育専攻国語教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「書道」および美術教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「工芸」については、平成2年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年12月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中平成4年度においては、「60」を「57」, 「70」を「67」とする。
- 3 この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この規定による改正後の工学研究科の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成4年度及び平成5年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成4年度		平成5年度	
		修士・博士 前期課程	博 士 後期課程	修士・博士 前期課程	博 士 後期課程
従前の専攻	機 械 工 学	8			
	電 子 工 学	7			
	工 業 化 学	7			
	環 境 化 学	7			
	建 築 工 学	7			

新設の専攻	土 木 工 学	7			
	情 報 工 学	7			
	機 械 シ ス テ ム 工 学	15		30	
	電 気 電 子 工 学	14		28	
	応 用 化 学	14		28	
	建 設 学	14		28	
	情 報 工 学	7		14	
	生 産 ・ 情 報 工 学		8		14
	物 性 工 学		7		14
	計	128	15	128	30

附 則

- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「32」を「31」, 「40」を「34」, 「36」を「32」, 「32」を「30」, 「36」を「25」, 「176」を「152」とする。

附 則

- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 平成6年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「66」を「63」, 「76」を「73」とする。
- 別表2専修免許状及び免許教科の種類表（第8条の2第2項関係）の免許状及び免許教科の種類の種類項中高等学校教諭専修免許状に係る「地理歴史」及び「公民」の改正は、平成6年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、平成8年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成6年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

- この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- この規程による改正前の農学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条（改正後の別表1及び別表2を含む。）の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規程による改正後の農学研究科の各専攻の収容定員は、改正後の別表1の規定にかかわらず、平成7年度においては、次の表のとおりとする。

新設の専攻	土 木 工 学	7			
	情 報 工 学	7			
	機 械 シ ス テ ム 工 学	15		30	
	電 気 電 子 工 学	14		28	
	応 用 化 学	14		28	
	建 設 学	14		28	
	情 報 工 学	7		14	
	生 産 ・ 情 報 工 学		8		14
	物 性 工 学		7		14
	計	128	15	128	30

附 則

- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「32」を「31」, 「40」を「34」, 「36」を「32」, 「32」を「30」, 「36」を「25」, 「176」を「152」とする。

附 則

- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 平成6年度においては、改正後の別表1収容定員表（第5条関係）の収容定員の項中「66」を「63」, 「76」を「73」とする。
- 別表2専修免許状及び免許教科の種類表（第8条の2第2項関係）の免許状及び免許教科の種類の種類項中高等学校教諭専修免許状に係る「地理歴史」及び「公民」の改正は、平成6年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、平成8年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成6年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

- この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- この規程による改正前の農学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条（改正後の別表1及び別表2を含む。）の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規程による改正後の農学研究科の各専攻の収容定員は、改正後の別表1の規定にかかわらず、平成7年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成7年度収容定員
従前の専攻	農学	14
	林学	12
	農業経済学	10
	畜産学	8
	農業開発工学	14
	農芸化学	12
新設の選	生物生産科学	40
	農業環境工学	12
	農業経済学	8
	森林科学	10
計		140

附則

- この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の次の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成8年度
機械システム工学	36
応用化学	38
建設学	34

附則

- この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成9年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成9年度収容定員
機械システム工学	38
電気電子工学	38
応用化学	38
エネルギー環境科学	32

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程のエネルギー環境科学専攻は、平成11年度から学生を入学させるものとする。その間、同課程の生産・情報工学専攻にあつては、入学定員「8」、収容定員「24」とし、物性工学専攻にあつては、入学定員「7」、収容定員「21」とする。同課程の平成11年度及び平成12年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名		平成7年度収容定員
従前の専攻	農学	14
	林学	12
	農業経済学	10
	畜産学	8
	農業開発工学	14
	農芸化学	12
新設の選	生物生産科学	40
	農業環境工学	12
	農業経済学	8
	森林科学	10
計		140

附則

- この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の次の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成8年度
機械システム工学	36
応用化学	38
建設学	34

附則

- この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成9年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成9年度収容定員
機械システム工学	38
電気電子工学	38
応用化学	38
エネルギー環境科学	32

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程のエネルギー環境科学専攻は、平成11年度から学生を入学させるものとする。その間、同課程の生産・情報工学専攻にあつては、入学定員「8」、収容定員「24」とし、物性工学専攻にあつては、入学定員「7」、収容定員「21」とする。同課程の平成11年度及び平成12年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成11年度収容定員	平成12年度収容定員
生産・情報工学	23	22
物性工学	19	17
エネルギー環境科学	14	28

附則

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成10年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成10年度収容定員
機械システム工学	45
電気電子工学	45
建設学	42
情報工学	48

附則

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成11年度収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成11年度収容定員
国際学	国際社会研究	10
	国際文化研究	10
教育学	学校教育	13
	教科教育	83
工学	応用化学	48

附則

この規程は、平成11年10月6日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程の次の専攻の平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成13年度収容定員
カリキュラム開発	7

附則

この規程は、平成14年2月13日から施行する。

附則

この規程は、平成15年1月8日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

専攻名	平成11年度収容定員	平成12年度収容定員
生産・情報工学	23	22
物性工学	19	17
エネルギー環境科学	14	28

附則

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成10年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成10年度収容定員
機械システム工学	45
電気電子工学	45
建設学	42
情報工学	48

附則

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成11年度収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成11年度収容定員
国際学	国際社会研究	10
	国際文化研究	10
教育学	学校教育	13
	教科教育	83
工学	応用化学	48

附則

この規程は、平成11年10月6日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程の次の専攻の平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成13年度収容定員
カリキュラム開発	7

附則

この規程は、平成14年2月13日から施行する。

附則

この規程は、平成15年1月8日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成15年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度収容定員	
教育学	障害児教育	5	
工 学		博士前期課程	博士後期課程
	機械システム工学	52	
	応用化学	58	
	建設学	46	
	情報工学	58	
	情報制御システム科学	25	10

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成16年度収容定員
情報制御システム科学	20

- 教育学研究科学校教育専攻に平成15年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の別表2の規定にかかわらず、養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

附 則

この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年10月8日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科及び農学研究科の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成16年度収容定員
国際学	国際交流研究	10
農学	生物生産科学	81

附 則

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成15年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度収容定員	
教育学	障害児教育	5	
工 学		博士前期課程	博士後期課程
	機械システム工学	52	
	応用化学	58	
	建設学	46	
	情報工学	58	
	情報制御システム科学	25	10

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成16年度収容定員
情報制御システム科学	20

- 教育学研究科学校教育専攻に平成15年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の別表2の規定にかかわらず、養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

附 則

この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年10月8日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科及び農学研究科の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成16年度収容定員
国際学	国際交流研究	10
農学	生物生産科学	81

附 則

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科（博士後期課程）及び工学研究科（博士後期課程）の平成19年度及び平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度収容定員	平成20年度収容定員
国際学	国際学研究	3	6
工学	エネルギー環境科学	40	38
	情報制御システム科学	29	28

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項、第14条第2号及び第9号並びに別表2（工学研究科を除く。）の改正規定は平成20年3月25日から適用する。
- この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の平成20年度定員及び平成21年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員	
			平成20年度	平成21年度
工学研究科	博士前期課程	機械システム工学専攻	25	
		電気電子工学専攻	27	
		応用化学専攻	28	
		建設学専攻	22	
		情報工学専攻	28	
		エネルギー環境科学専攻	32	
		情報制御システム科学専攻	25	
		機械知能工学専攻	28	
		電気電子システム工学専攻	28	

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科（博士後期課程）及び工学研究科（博士後期課程）の平成19年度及び平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度収容定員	平成20年度収容定員
国際学	国際学研究	3	6
工学	エネルギー環境科学	40	38
	情報制御システム科学	29	28

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項、第14条第2号及び第9号並びに別表2（工学研究科を除く。）の改正規定は平成20年3月25日から適用する。
- この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の平成20年度定員及び平成21年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員	
			平成20年度	平成21年度
工学研究科	博士前期課程	機械システム工学専攻	25	
		電気電子工学専攻	27	
		応用化学専攻	28	
		建設学専攻	22	
		情報工学専攻	28	
		エネルギー環境科学専攻	32	
		情報制御システム科学専攻	25	
		機械知能工学専攻	28	
		電気電子システム工学専攻	28	

		物質環境化学専攻	29	
		地球環境デザイン学専攻	25	
		情報システム科学専攻	29	
		学際先端システム学専攻	58	
		計	384	
	博士後期課程	生産・情報工学専攻	14	7
		物性工学専攻	10	5
		エネルギー環境科学専攻	26	12
		情報制御システム科学専攻	19	9
		システム創成工学専攻	30	60
計	99	93		

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の2第2項の規定は、平成23年度からの再入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表2の規定は、平成26年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程による改正前の教育学研究科及び工学研究科博士前期課程の各専攻及び各専修（以下「専攻等」という。）は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻等に在学する者及び平成27年4月1日以後に当該専攻等に転入学、編入学又は再入学する者が当該専攻等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科博士前期課程の平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員
			平成27年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	33
		特別支援教育専攻	5
		カリキュラム開発専攻	7
		教科教育専攻	50
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	15
工学研究科	博士前期課程	機械知能工学専攻	65

		物質環境化学専攻	29	
		地球環境デザイン学専攻	25	
		情報システム科学専攻	29	
		学際先端システム学専攻	58	
		計	384	
	博士後期課程	生産・情報工学専攻	14	7
		物性工学専攻	10	5
		エネルギー環境科学専攻	26	12
		情報制御システム科学専攻	19	9
		システム創成工学専攻	30	60
計	99	93		

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の2第2項の規定は、平成23年度からの再入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表2の規定は、平成26年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

	電気電子システム工学 専攻	65
	物質環境化学専攻	71
	地球環境デザイン学専 攻	58
	情報システム科学専攻	67
	学際先端システム学専 攻	58
	先端光工学専攻	25

4 平成27年3月31日以前に教育学研究科及び工学研究科に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は，別表2の規定にかかわらず，なお従前の例によるものとする。

別表1 収容定員表（第5条関係）

（単位：人）

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
国際学 研究科	博士前期課程	国際社会研究専攻	10	20
		国際文化研究専攻	10	20
		国際交流研究専攻	10	20
		小計	30	60
	博士後期課程	国際学研究専攻	3	9
		計	33	69
教育学 研究科	修士課程	学校教育専攻	25	50
	教職大学院の 課程	教育実践高度化専攻	15	30
		計	40	80
工学研 究科	博士前期課程	機械知能工学専攻	37	74
		電気電子システム工学専攻	37	74
		物質環境化学専攻	42	84
		地球環境デザイン学専攻	33	66
		情報システム科学専攻	38	76
		先端光工学専攻	25	50
		小計	212	424
	博士後期課程	システム創成工学専攻	30	90
		計	242	514
農学研 究科	修士課程	生物生産科学専攻	41	82
		農業環境工学専攻	12	24
		農業経済学専攻	8	16
		森林科学専攻	10	20
		計	71	142
		合計	386	805

別表1 収容定員表（第5条関係）

（単位：人）

研究科名	専攻名	修士課程・ 博士前期課程		博士後期課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
国際学	国際社会研究	10	20		
	国際文化研究	10	20		
	国際交流研究	10	20		
	国際学研究			3	9
	計	30	60	3	9
教育学	学校教育	8	16		
	特別支援教育	5	10		
	カリキュラム開発	7	14		
	教科教育	50	100		
	計	70	140		
工学	機械知能工学専攻	28	56		
	電気電子システム工学専攻	28	56		
	物質環境化学専攻	29	58		
	地球環境デザイン学専攻	25	50		
	情報システム科学専攻	29	58		
	学際先端システム学専攻	58	116		
	システム創成工学専攻			30	90
計	197	394	30	90	
農学	生物生産科学	41	82		
	農業環境工学	12	24		
	農業経済学	8	16		
	森林科学	10	20		
	計	71	142		

別表2 専修免許状及び免許教科の種類表（第8条の2第2項関係）

研究科	専攻	免許状及び免許教科の種類
国際学研究科	国際社会研究専攻	中学校教諭専修免許状 社会 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民
	国際文化研究専攻	中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語
	国際交流研究専攻	中学校教諭専修免許状 社会，英語 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民，英語
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育，技術， 家庭，英語 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学， 理科，音楽，美術，工芸， 書道，保健体育，家庭，工業， 英語 <u>特別支援学校教諭専修免許状（知的障害，肢体不自由，病弱）</u>
	教育実践高度化専攻	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状</u> <u>国語，社会，数学，理科，</u> <u>音楽，美術，保健体育，技術，</u> <u>家庭，英語</u> <u>高等学校教諭専修免許状</u> <u>国語，地理歴史，公民，数学，</u> <u>理科，音楽，美術，工芸，</u> <u>書道，保健体育，家庭，工業，</u> <u>英語</u>
工学研究科	機械知能工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業

別表2 専修免許状及び免許教科の種類表（第8条の2第2項関係）

研究科	専攻・専修		免許状及び免許教科の種類
国際学研究科	国際社会研究専攻		中学校教諭専修免許状 社会 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民
	国際文化研究専攻		中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語
	国際交流研究専攻		中学校教諭専修免許状 社会，英語 高等学校教諭専修免許状 地理歴史，公民，英語
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育， 技術，家庭，英語 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民， 数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育， 家庭，工業，英語	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育， 技術，家庭，英語 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民， 数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育， 家庭，工業，英語
		特別支援教育専修	<u>特別支援学校教諭専修免許状</u> <u>（知的障害者に関する教育の領域）</u> <u>（肢体不自由者に関する教育の領域）</u> <u>（病弱者に関する教育の領域）</u>

農学研究科	物質環境化学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	地球環境デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	情報システム科学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	先端光工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	生物生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	農業環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	農業経済学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	森林科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業

カリキュラム開発専攻	カリキュラム開発専修	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>国語, 社会, 数学, 理科,</u> <u>音楽, 美術, 保健体育,</u> <u>技術, 家庭, 英語</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>国語, 地理歴史, 公民,</u> <u>数学, 理科, 音楽, 美術,</u> <u>工芸, 書道, 保健体育,</u> <u>家庭, 工業, 英語</u>
	教科教育専修	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>国語</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>国語, 書道</u>
	社会科教育専修	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>社会</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>地理歴史, 公民</u>
	数学教育専修	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>数学</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>数学</u>
	理科教育専修	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>理科</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>理科</u>
	音楽教育専修	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 <u>音楽</u> 高等学校教諭専修免許状 <u>音楽</u>

	<u>美術教育専修</u>	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 美術 高等学校教諭専修免許状 美術, 工芸
	<u>保健体育専修</u>	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 保健体育 高等学校教諭専修免許状 保健体育
	<u>技術教育専修</u>	中学校教諭専修免許状 技術 高等学校教諭専修免許状 工業
	<u>家政教育専修</u>	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 家庭 高等学校教諭専修免許状 家庭
	<u>英語教育専修</u>	中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語
工学研究科	機械知能工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	物質環境化学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	地球環境デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	情報システム科学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
	学際先端システム学専攻	高等学校教諭専修免許状 工業
農学研究科	生物生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	農業環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業

	農業経済学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業
	森林科学専攻	高等学校教諭専修免許状 農業

宇都宮大学教育学部教授会内規

制 定	昭和48年11月28日
一部改正	昭和54年3月7日
〃	平成10年9月24日
〃	平成11年3月31日
〃	平成12年2月16日
〃	平成16年3月8日
〃	平成17年2月23日
〃	平成18年3月2日
〃	平成19年1月24日
〃	平成25年3月26日
〃	平成26年3月20日

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学教授会規程に基づき、教育学部（以下「学部」という。）に置く教授会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、教育学部、地域連携教育研究センター、保健管理センター、キャリア教育・就職支援センター及び教職センターの専任の教員をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教育方針に関すること。
 - 二 教育課程の編成に関すること。
 - 三 課程、講座及び附属施設の設置及び廃止に関すること。
 - 四 学部教員の人事に関すること。
 - 五 学部諸規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 六 学生の入学、卒業、休学、退学及び転学等に関すること。
 - 七 学生の厚生及び指導に関すること。
 - 八 単位の認定及び学位の授与に関すること。
 - 九 学生の試験に関すること。
 - 十 学生の懲戒に関すること。
 - 十一 学部予算の要求及び配分に関すること。
 - 十二 その他教育研究及び運営に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、地域連携教育研究センター、保健管理センター、キャリア教育・就職支援センター及び教職センターの専任の教員は、前項第10号及び第11号の審議には加わることができない。

(運営)

第4条 学部長は、教授会を主宰して、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名する者が議長となり、その職務を代行する。

3 学部長は、構成員の4分の1以上から教授会に付する事項を示して申出があったときは、教授会を招集しなければならない。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第4号中の採用及び昇任に関する議事に当たっては、3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学部長は、必要あるときは、教授会の議に基づき、構成員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(幹事会及び専門委員会等)

第7条 教授会は、学部の円滑な運営を図るため、宇都宮大学教育学部及び教育学研究科幹事会及びその他の専門委員会を置くことができる。

2 宇都宮大学教育学部及び教育学研究科幹事会及び専門委員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(庶務)

第8条 教授会に関する庶務は、教育学部事務部において処理する。

附 則

1 この内規は、昭和48年11月28日より施行する。

2 宇都宮大学教育学部教授会内規（昭和31年11月28日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、昭和54年3月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月23日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年1月24日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。